

拠点回収資源の一部見直し等について

1. 概要

「小型家電」「古着・古布」の拠点回収について、一部見直し等を行う。

2. 見直し等の内容

①小型家電

- 3拠点（市役所・島松支所・恵み野出張所）で窓口回収を行っている小型家電のうち、「売払ができない」「リサイクル効果がほとんど期待できない」等の以下の4品目を回収対象外とする。

品目	今後の排出方法
PC用モニター	メーカー回収等
フロン含有機器	収集（不燃ごみ・粗大ごみ）、直接搬入
木製小型家電類	
布製小型家電類	

- 開始日：令和2年7月1日

②古着・古布

- 4拠点（市役所・島松支所・恵み野出張所・中恵庭出張所）に回収バッグを設置し行ってきた古着・古布の回収について、リサイクルルートが確保できないことから、無料回収を停止する。

（衣類・布類、皮革・ゴム類の排出は可燃ごみ）

- 開始日：令和2年6月1日

3. 市民への周知

市ウェブサイトのほか、広報えにわ（7月号）、フリーペーパー、回収拠点での看板掲示等により周知する。

以上

小型家電リサイクル対象品目（28品目）

次に掲げるもの（これらの附属品を含む）

1. 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
2. 携帯電話端末、PHS 端末その他の無線通信機械器具
3. ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（家電リサイクル法に掲げられたテレビジョン受信機を除く。）
4. デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・ブイ・ディー・レコーダーその他の映像用機械器具
5. デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具
6. パーソナルコンピュータ
7. 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置
8. プリンターその他の印刷装置
9. ディスプレイその他の表示装置
10. 電子書籍端末
11. 電動ミシン
12. 電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具
13. 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
14. ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
15. 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
16. フィルムカメラ
17. ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具(家電リサイクル法に掲げられた電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く。)
18. 扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（家電リサイクル法に掲げられたユニット型エアコンディショナーを除く。)
19. 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（家電リサイクル法に掲げられた電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く。)
20. 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具
21. ヘアドライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具
22. 電気マッサージ器
23. ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
24. 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
25. 蛍光灯器具その他の電気照明器具(蛍光管、電球を除く)
26. 電子時計及び電気時計
27. 電子楽器及び電気楽器
28. ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第 2 条第 1 項・同法施行令第 1 条）

【近隣市の状況】

回収量	小型家電				古着等
	PC用 モニター	フロン 含有機器	木製 小型家電類	布製 小型家電類	
札幌市	△	△	△	△	×
千歳市	×	×	×	×	×
北広島市	○	○	○	○	×
江別市	○	×	○	×	○
石狩市	×	○	×	×	○

○：実施 ×：実施せず △：一部拠点で実施

【実績推移】

回収量	H27	H28	H29	H30	R1
小型家電	5.0	2.5	3.4	4.7	10.3
古着・古布	24.5	14.8	9.4	13.9	15.4
(参考) 家庭系ごみ合計	14,242.5	13,629.2	13,734.6	14,263.1	14,195.0

(単位：t)

売払単価	H27	H28	H29	H30	R1
小型家電	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
古着・古布	26.00	16.26	13.00	15.30	0.50

(単位：円/kg)

悪臭に係る規制方式の変更について

1. 背景と課題

現在、恵庭市では、悪臭防止法に基づく規制方式として、22の「特定悪臭物質」について敷地境界等における濃度の基準を定めています。この規制方式は、昭和47年の法施行時からある方式ですが、悪臭の原因と考えられる物質の定量的な測定ができる一方、これらの物質以外から発生する悪臭や複合臭など人の嗅覚が感じる「都市・生活型」と呼ばれる悪臭を捕捉することができないといった側面があります。

当市でもこれまでに、臭気の苦情に対して物質濃度が基準値内であるため、法に基づく行政指導ができないといったケースがありました。現在、環境省では、「都市・生活型」も含めた悪臭問題に適切に対応するため、「臭気指数方式」による規制の導入を推進しており、道内では札幌市、石狩市の2市がこの方式を採用しています。

2. 規制方式の変更の検討について

恵庭市においても臭気の苦情に適切に対応ができるよう次のとおり規制方式の変更を検討しています。

- (1) 規制方式を現在の『特定悪臭物質方式』から『臭気指数方式』に変更する。
- (2) 規制基準値を下記のとおり変更する。

①法第4条第1項の規定に基づく敷地の境界の地表における規制基準

臭気指数 10

②法第4条第1項第2号の規定に基づく煙突その他の気体排出口における規制基準

前号に掲げる値を基礎として、悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号）第6条の2に定める方法により算出して得られる臭気排出強度又は臭気指数

③法第4条第1項第3号の規定に基づく排出水に含まれる特定悪臭物質の敷地外における規制基準

第1号に掲げる値を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出して得られる臭気指数

- (3) 規制区域は現行どおり市街化区域とする。

3. 今後の予定

- 7月1日 パブリックコメント実施（7月30日まで）
8月中旬 環境審議会への諮問

(別紙)

1. 悪臭防止法の概要

目的	規制地域内の工場・事業場から発生する悪臭について必要な規制を行うこと等により生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する。
規制地域	市長が定める。現在は 市街化区域全域 を指定。
規制基準	市長が① 特定悪臭物質方式 又は② 臭気指数方式 の規制基準を定める。現在は、① 特定悪臭物質方式 で定めている。
改善勧告等の行政措置	市長は、必要に応じて改善勧告（法8条第1項）・改善命令（法8条第2項）を行うことができる。
悪臭の測定	市長は、必要な測定を行わなければならない。

2. 特定悪臭物質濃度規制と臭気指数規制について

	特定悪臭物質濃度規制	臭気指数規制
概要	■生活環境を損なうおそれがあるとして指定された22物質について、許容濃度限度を設定して規制	■臭気指数（人の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したもの）の基準を設定して規制 ■臭気指数が低いほど、厳しい規制基準になる
メリット	■発生源が特定しやすく、濃度として数値化できる ■精度の確保が容易 ■物質の種類ごとの濃度が定量できる	■人の嗅覚を用いるため住民感覚に近くなる ■あらゆる「におい」が対象となるため、複合臭にも対応可能 ■人の嗅覚に対応するだけの検出下限が得られる
デメリット	■指定された22物質以外は規制の対象とならない	■主要成分の寄与率の推測には不向き

3. 臭気指数規制導入時の基準値の設定について

(1) 近隣他市の設定状況

すでに臭気指数規制を導入している札幌市と石狩市の敷地境界における規制基準はともに「10」。 ※敷地境界における臭気指数

≪札幌市の設定理由≫

- ①「官能試験法による悪臭防止対策指導要綱」（昭和59年）による指導実績
悪臭防止法への臭気指数規制導入（H7）前から、北海道の「官能試験法による悪臭防止対策指導要綱」（昭和59年）に基づき、臭気指数「10」を基準として指導を行っていた。
- ②調査の結果から
調査の結果、臭気指数「10」を超えることは稀であると考えられた。

≪恵庭市の場合≫

- ①「官能試験法による悪臭防止対策指導要綱」の適用状況
恵庭市においても、北海道の「官能試験法による悪臭防止対策指導要綱」の中で、指導基準「10」が適用されていた。
- ②恵庭市内での近年の対応状況
近年、市内の悪臭苦情によって、臭気測定に至ったのは、「複合肥料作成工場」（臭気指数11相当）に関連するものが数回あるのみで、その他の業種ではない。

(2) 規制区域について

本市では、工業地域等と住宅地が隣接しており、工業地域等の事業場からの悪臭の苦情が寄せられることがあるため、規制区域は現行どおりとし、市街化区域全域で一律の基準値を適用する必要がある。

4. その他

(1) 導入手順

臭気指数規制を導入する場合は、公示・その他住民・事業者への周知・啓発等を行う。

(2) 経過措置（悪臭防止法第8条）

次に該当するときは、該当する日から1年間は改善命令を発動することができない。

- ① ある事業場の存する地域が新たに規制地域となったとき
- ② ある事業場において発生する悪臭原因物の排出についての規制基準が新たに設けられたとき
- ③ ある事業場において発生する悪臭原因物の排出についての規制が強化されたときで、その排出が強化される前の規制基準に適合している場合